

平成 30 年 1 月 22 日

各 位

会 社 名 野村アセットマネジメント株式会社
(管理会社コード 13064)
代表者名 CEO 兼執行役社長 渡邊 国夫
問い合わせ先 商品企画部長 渡部 昭裕
(TEL 03-3241-9511)

NEXT FUNDS インド株式指数・Nifty 50 連動型上場投信における
投資信託約款変更および基準日設定について

本日、当社は、「NEXT FUNDS インド株式指数・Nifty 50 連動型上場投信」（以下「当 ETF」といいます。）（証券コード: 1678）につき、投資信託約款（以下「約款」といいます。）の重大な変更を提案し、法令の規定に従い書面による決議を行なうべく、平成 30 年 2 月 9 日を基準日と定め、当該基準日現在の受益者名簿上の受益者を、当該書面決議における議決権を行使できる受益者と定めましたので、ここにお知らせいたします。

なお、当該約款変更に係る書面決議が可決された場合、当 ETF の約款変更の届出を行ない、平成 30 年 4 月 25 日に約款変更を適用することを予定しております。

- 当 ETF は、継続して東京証券取引所に上場され、売買取引は、これまでどおり行なえます。
- 重大な約款変更に係る書面決議に関する書類の送付
平成 30 年 2 月 9 日時点での受益者(当 ETF を保有されている方)に、平成 30 年 3 月 2 日までに、書面決議に関する書類を送付いたします。具体的な手続きおよびそれに関するお問い合わせの方法は、お送りする書類の中でご確認いただけます。
- このたびの約款変更にご同意いただける場合、特別な手続きは必要ありません。
約款変更について賛否を問う書面決議を行ないますが、議決権行使書類のご返信がなされない場合は、約款の規定に基づき、変更案に賛成いただけたものとみなされますので、議案に賛成の受益者は、何もお手続きいただく必要はありません。

＜約款変更の概要＞

○概要

当 ETF は、日本円換算した対象株価指数（Nifty 50 指数）に連動する投資成果を目指して運用することを目的としています。その運用方法として、指数連動有価証券（債券）に投資する方法、または現物株式および株価連動有価証券（債券）に投資する方法を採ることとしております。

今回、上述の 2 つの運用方法に、デリバティブ等を活用する運用方法（内外の短期有価証券に投資するとともに、株価指数先物取引、外国為替先物取引、外国為替予約取引等を利用する方法）を加えて、3 つのいずれかによる運用、もしくは複数を組み合わせた運用が行なえるように、約款を変更いたします。

また、上記の運用方法の変更に関連して、運営上の所要の変更、文言の整備を行ないません。

詳細は、末尾に別紙として添付しております約款変更案の新旧対照表をご参照ください。

○理由

当 ETF の運用方法に新たな運用方法を追加する理由は、対象先物市場の発達に伴い先物取引の流動性が向上したことにより、この新たな運用方法によって実際に運用することが可能となったこと、および現行の運用方法に比べて取引コストを抑えた運用を行なえるようになることが期待されるためです。

投資対象市場の流動性や取引コストを含む運用コストは、市場環境や規制等の影響を受けますが、新しい運用方法の追加と複数の運用方法を組み合わせる運用が可能となることによって、これらの変化に柔軟に対応することが可能となり、資産の組み入れや売却にかかる取引コスト等の運用コストの低減が見込まれます。

以上から、運用の効率性が高まることが期待されるとともに、当 ETF の基準価額と日本円換算した Nifty 50 指数との連動性が高まる可能性が増すと考えております。

投資家の皆様におかれましては、上記趣旨については、ご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

また、約款の変更の内容および手続きに関する詳細は、議決権を行使できる受益者宛に、平成 30 年 3 月 2 日までに発送する書面にてお知らせいたします。

<約款変更の日程および手続き>

日付、手続き	手続きの概要
平成30年2月9日(金) 基準日	当該基準日現在の受益者名簿上の受益者を、書面決議における議決権を行使できる受益者といたします。
平成30年3月2日(金)まで 書面決議に関する書類の送付	議決権を行使できる受益者宛に、書面決議に関する書類として「議決権行使書」、「書面決議参考書類」等を発送いたします。(受益者は保有する受益権の口数に応じて議決権を有します) ・約款変更「反対」の受益者の方は、同封する「議決権行使書」の「否」の欄に丸印をつけて返送してください。 ・約款変更「賛成」の受益者の方は、特別な手続きは必要ありません。(返送されなかったものについては、約款の規定により、賛成として取り扱われます。)
平成30年3月19日(月) 議決権行使期限	議決権行使書の返送期限となり、当日までの到着分を有効といたします。
平成30年3月22日(木) 書面決議	重大な約款変更の可否の決定日となります。 平成30年3月19日(月)までに到着した議決権行使書をもって書面決議を行ないます。議決権を行使することができる受益者の受益権の総口数の3分の2以上の賛成をもって可決されます。
平成30年3月23日(金)～ 平成30年4月11日(水) 買取請求期間(予定)	書面決議が可決された場合、書面決議に反対の意思表示をされた受益者は当該期間に保有する受益権の買取りを受託会社に請求することができます。買取請求対象となるのは平成30年2月9日時点の保有受益権のうち、買取請求時点で保有する受益権に限ります。 <u>書面決議に反対された受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。</u>
平成30年4月25日(水) 約款変更適用予定日	書面決議が可決された場合、投資信託約款の変更が適用されます。

(添付資料)

別紙「NEXT FUNDS インド株式指数・Nifty 50 連動型上場投信 投資信託約款変更案の新旧対照表」

以上

NEXT FUNDS インド株式指数・Nifty 50 連動型上場投信
投資信託約款変更案の新旧対照表

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
運 用 の 基 本 方 針	運 用 の 基 本 方 針
<略>	<同左>
<p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、日本円換算した <u>Nifty 50 指数</u> (以下「<u>対象株価指数</u>」といいます。) に連動する投資成果 (基準価額の変動率が対象株価指数の変動率に一致することをいいます。以下同じ。) を目指します。</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、日本円換算した <u>対象株価指数</u> に連動する投資成果 (基準価額の変動率が対象株価指数の変動率に一致することをいいます。以下同じ。) を目指します。</p>
<p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p><u>内外の短期有価証券、約款第 18 条第 1 項に規定する指数連動有価証券、ならびに対象株価指数に採用されている銘柄の株式、すでに公表された対象株価指数採用予定の銘柄の株式および約款第 18 条第 1 項に規定する株価連動有価証券を主要投資対象とし、株価指数先物取引、外国為替先物取引、外国為替予約取引等を主要取引対象とします。</u></p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① この信託は、次のいずれかの運用方法、もしくは複数を組み合わせた運用方法により、日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指します。<u>選択する運用方法、運用方法の組み合わせは、効率性等を勘案の上、決定します。</u></p> <p><u>ア. 内外の短期有価証券に投資するとともに、株価指数先物取引、外国為替先物取引、外国為替予約取引等を利用する方法</u></p> <p><u>イ. 約款第 18 条第 1 項に規定する指数連動有価証券に投資を行なう方法</u></p> <p><u>ウ. 対象株価指数に採用されている銘柄の株式、すでに公表された対象株価指数採用予定の銘柄の株式および約款第 18 条第 1 項に規定する株価連動有価証券に投資を行なう方法</u></p> <p>② 追加設定時には、設定後の信託財産が上記①に沿うよう、信託財産を組成します。</p> <p>③ <略></p> <p>④ 次の場合には、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。</p> <p>ア. ~ウ. <略></p> <p>エ. <u>選択する運用方法、運用方法の組み合わせを変更する場合</u></p>	<p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>約款第 18 条第 1 項に規定する指数連動有価証券、ならびに対象株価指数に採用されている銘柄の株式、すでに公表された対象株価指数採用予定の株式および約款第 18 条第 1 項に規定する株価連動有価証券を主要投資対象とします。<u>なお、対象株価指数に連動する投資成果を目指すため、補完的に株価指数先物取引の買建を行なうことができます。</u></p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① この信託は、次のいずれかの運用方法により、日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指します。<u>ただし、イの方法は、一部解約を円滑に実行できると委託者が判断するまでの間、原則として行ないません。また、アの方法からイの方法へ、またはイの方法からアの方法へ、運用方法を転換する場合があります。</u></p> <p><新設></p> <p><u>ア. 約款第 18 条第 1 項に規定する指数連動有価証券のみに投資を行なう方法</u></p> <p><u>イ. 対象株価指数に採用されている銘柄の株式、すでに公表された対象株価指数採用予定の銘柄の株式および約款第 18 条第 1 項に規定する株価連動有価証券のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄 (当該銘柄の株価連動有価証券を含みます。) の数の比率を対象株価指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される数の比率に相当する比率に維持することを目的とした運用を行なう方法</u></p> <p>② <u>当初設定時および追加設定時には、設定後の信託財産が上記①に沿うよう、信託財産を組成します。</u></p> <p>③ <同左></p> <p>④ 次の場合には、<u>上記①に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。</u></p> <p>ア. ~ウ. <同左></p> <p>エ. <u>上記①において、アの方法からイの方法へ、またはイの方法</u></p>

オ. <略>

⑤ <略>

⑥ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。なお、外貨エクスポージャーの調整を目的として、外国為替先物取引や外国為替予約取引等を適宜活用する場合があります。

⑦ <略>

(3) 投資制限

①～② <略>

③ デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

④ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

<略>

(信託の目的および金額)

第2条 <略>

② <略>

③ インドルピーベースである対象株価指数の日本円換算は、原則として、対象株価指数の算出対象日の翌営業日の対顧客電信売買相場の仲値を用いて算出します。

<削除>

(金融商品取引所への上場)

第5条 委託者は、この信託の受益権について、別に定める金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取

からアの方法へ、運用方法を転換する場合

オ. <同左>

⑤ <同左>

⑥ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

⑦ <同左>

(3) 投資制限

①～② <同左>

③ 対象株価指数に連動する投資成果を目指すため、補完的に約款第18条第2項第5号に掲げる株価指数先物取引の買建てを行なうことができます。

<新設>

④ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

<新設>

3. 収益分配方針

<同左>

(信託の目的および金額)

第2条 <同左>

② <同左>

③ インドルピーベースである対象株価指数の日本円換算は、第1号のインドルピー・米ドル為替レートおよび第2号の米ドル・日本円為替レートをを用いて算出します。

1. 「インドルピー・米ドル為替レート」は、原則として、対象株価指数と同日付の、インド中央銀行が発表する現地時間正午の為替レートを

用います。ただし、当該レートが発表されない場合、委託者が同等ないしは適切と判断する為替レートを

(金融商品取引所への上場)

第5条 委託者は、この信託の受益権について、別に定める金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取

引所をいいます。以下 本条、第 40 条第 2 項、第 44 条第 2 項および第 45 条第 1 項において同じ。)に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとします。

② <略>

(受益権の申込単位および価額)

第 14 条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。)および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。)をいいます。以下同じ。)は、平成 21 年 11 月 26 日以降、第 10 条の規定により分割される委託者が別に定める一定口数の受益権を、取得申込受付日の前営業日(以下「取得申込日」といいます。)の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受け付けることができます。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日(取得申込受付日)の基準価額に、100.50%以内で委託者が別に定める率を乗じて得た価額(以下本条において「販売基準価額」といいます。)とし、販売基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。

③ 前 2 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。<以下略>

1. ～3. <略>

4. 取得申込日当日が、第 35 条に定める計算期間終了日の 5 営業日前から起算して 4 営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日をいいます。))の場合は、計算期間終了日の 6 営業日前から起算して 5 営業日以内)

5. 前各号のほか、委託者が、別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

④ <略>

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下第 40 条第 2 項、第 44 条第 2 項および第 45 条第 1 項を除き同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止、または取得申込みに伴う第 18 条第 1 項に規定する指数連動有価証券または株価連動有価証券への投資ができない場合、その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは

引所をいいます。以下同じ。)に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとします。

② <同左>

(受益権の申込単位および価額)

第 14 条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。))をいいます。以下同じ。)は、平成 21 年 11 月 26 日以降、第 10 条の規定により分割される委託者が別に定める一定口数の受益権を、取得申込受付日の前営業日(以下「取得申込日」といいます。)の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受け付けることができます。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日(取得申込受付日)の基準価額に、100.50%の率を乗じて得た価額(以下本条において「販売基準価額」といいます。)とし、販売基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。

③ 前 2 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。<同左>

1. ～3. <同左>

4. 第 35 条に定める計算期間終了日の 前々営業日および前営業日

5. 前各号のほか、委託者が、第 20 条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

④ <同左>

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止、または取得申込みに伴う第 18 条第 1 項に規定する指数連動有価証券または株価連動有価証券への投資ができない場合、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを停止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

流動性の極端な減少等があるときは、受益権の取得申込の受け付けを停止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(投資の対象とする資産の種類)

第17条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条の2、第20条の3及び第24条の2に定めるものに限りま

す。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. <略>

(運用の指図範囲)

第18条 委託者は、信託金を、対象株価指数（対象株価指数と表示通貨を同一に換算することで当該対象株価指数との連動性を有するものを含むものとします。）に連動する投資成果を目的として発行された有価証券（第2号から第6号、第12号から第14号および第16号に掲げるものに限るものとし、以下「指数連動有価証券」といいます。）、ならびに対象株価指数に採用されている銘柄の株式、すでに公表された対象株価指数採用予定の銘柄の株式および当該各銘柄の株価（当該株価と表示通貨を同一に換算することで当該株価との連動性を有するものを含むものとします。）に連動する投資成果を目的として発行された有価証券（第2号から第6号、第12号から第14号および第16号に掲げるものに限るものとし、以下「株価連動有価証券」といいます。）のほか、次の各号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

6. 社債券

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

(投資の対象とする資産の種類)

第17条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第18条第2項第5号に定めるものに限りま

す。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. <同左>

(運用の指図範囲)

第18条 委託者は、信託金を、次の各号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）のうち、対象株価指数（対象株価指数と表示通貨を同一に換算することで当該対象株価指数との連動性を有するものを含むものとします。）に連動する投資成果を目的として発行された有価証券（第2号から第10号に掲げるものに限るものとし、以下「指数連動有価証券」といいます。）、ならびに対象株価指数に採用されている銘柄の株式、すでに公表された対象株価指数採用予定の銘柄の株式および当該各銘柄の株価（当該株価と表示通貨を同一に換算することで当該株価との連動性を有するものを含むものとします。）に連動する投資成果を目的として発行された有価証券（第2号から第10号に掲げるものに限るものとし、以下「株価連動有価証券」といいます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

6. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

<新設>

11. 新株引受権証券および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）

17. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

20. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第17号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書 ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券ならびに第17号の証券または証書のうち第13号および第14号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ <略>

（先物取引等の運用指図）

第20条の2 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取

7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

9. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

<新設>

10. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）

<新設>

なお、第1号の証券または証書、第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第7号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第8号および第9号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、第20条に規定する信託財産の運用の基本方針にしたがって前項に規定する有価証券に投資するまでの間、または対象株価指数に連動する投資成果（基準価額の変動率が対象株価指数の変動率に一致することをいいます。）を目指すため、次の各号により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）に表示されるべきものを除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 対象株価指数またはその他のインダの株価指数を対象とした株価指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもののうち株価指数に係るもの、および外国金融商品市場において行なう取引であってこれと類似の取引をいいます。以下同じ。）

<新設>

③ <同左>

<新設>

引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。) および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第 20 条の 3 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外国為替予約取引の指図 および範囲)

第 23 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

<新設>

(外国為替予約の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産(外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。)について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

<新設>

<新設>

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第 24 条の 2 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(追加信託金)

第 31 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に 100.50%以内で委託者が別に定める率を乗じて得た価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 40 条 <略>

②～④ <略>

⑤ 第 1 項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了日から起算して 40 日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が第 2 項に規定する会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

⑥ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日から起算して 40 日以内の委託者の指定する日から、原則として、信託終了日現在において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対して、受託者または第 2 項の会員等から支払います。

⑦ 一部解約金(第 43 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は第 43 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 8 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

<新設>

(追加信託金)

第 31 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に 100.50%の率を乗じて得た価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 40 条 <同左>

②～④ <同左>

⑤ 第 1 項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後 40 日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が第 2 項に規定する会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

⑥ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日終了後 40 日以内の委託者の指定する日から、原則として、信託終了日現在において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対して、受託者または第 2 項の会員等から支払います。

⑦ 一部解約金(第 43 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は第 43 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 8 営業日目から当該受益者に支払います。

の極端な減少等)により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑧ <略>

(信託の一部解約)

第43条 <略>

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受付けを停止します。<以下略>

1. ～4. <略>

5. 前各号のほか、委託者が、別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

③～④ <略>

⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.50%以内で委託者が別に定める率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑥ <略>

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑧ <略>

(信託契約の解約)

第44条 委託者は、前条の規定による信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が別に定める口数を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②～⑥ <略>

(受益権の買取り)

第45条 <略>

②～③ <略>

④ 販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）がある

⑧ <同左>

(信託の一部解約)

第43条 <同左>

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受付けを停止します。<同左>

1. ～4. <同左>

5. 前各号のほか、委託者が、第20条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

③～④ <同左>

⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.50%率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑥ <同左>

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑧ <同左>

(信託契約の解約)

第44条 委託者は、前条の規定による信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が別に定める口数を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②～⑥ <同左>

(受益権の買取り)

第45条 <同左>

②～③ <同左>

④ 販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを停止することおよびすでに受付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

ときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを停止することおよびすでに受付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

⑤ <略>

(付則)

第1条 第24条の2に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

(付表)

1. <略>

2. 約款第14条第1項の別に定める一定口数は、「100万口以上かつ1万口の整数倍」とします。

3. 約款第14条第1項の別に定める時限は、「午後3時」とします。

4. 約款第14条第2項の別に定める率は、「100.30%」とします。

5. 約款第14条第3項および第43条第2項の「別に定める海外の休日」は、次の条件のいずれかに該当する日をいいます。

・インドのナショナル証券取引所の休場日

・ムンバイ、シンガポール、ロンドンまたはニューヨークの休日（銀行の通常の営業日以外の日）

6. 約款第31条第1項の別に定める率は、「100.30%」とします。

7. 約款第43条第1項の別に定める時限は、「午後3時」とします。

8. 約款第43条第1項の別に定める一定口数は、「100万口以上かつ1万口の整数倍」とします。

9. 約款第43条第5項の別に定める率は、「0.30%」とします。

10. 約款第44条第1項の別に定める口数は、「2,000万口」とします。

11. 約款第40条第3項の別に定める手続は、原則次の通りとします。

①～③ <略>

⑤ <同左>

<新設>

(付表)

1. <同左>

2. 約款第14条第1項の別に定める一定口数は、「申込口数に取得申込日の前営業日の基準価額を乗じて得た額が10億円以上となる口数かつ10万口の整数倍」とします。

3. 約款第14条第1項の別に定める時限は、「午前11時」とします。

<新設>

4. 約款第14条第3項および第43条第2項の「別に定める海外の休日」は、次の条件のいずれかに該当する日をいいます。

・インドのナショナル証券取引所の休場日

・ムンバイ、ロンドンまたはニューヨークの休日（銀行の通常の営業日以外の日）

<新設>

5. 約款第43条第1項の別に定める時限は、「午前11時」とします。

6. 約款第43条第1項の別に定める一定口数は、「200万口以上かつ10万口の整数倍」とします。

<新設>

7. 約款第44条第1項の別に定める口数は、「2,000万口」とします。

8. 約款第40条第3項の別に定める手続は、原則次の通りとします。

①～③ <同左>